

アクシブロック

# Acciblock

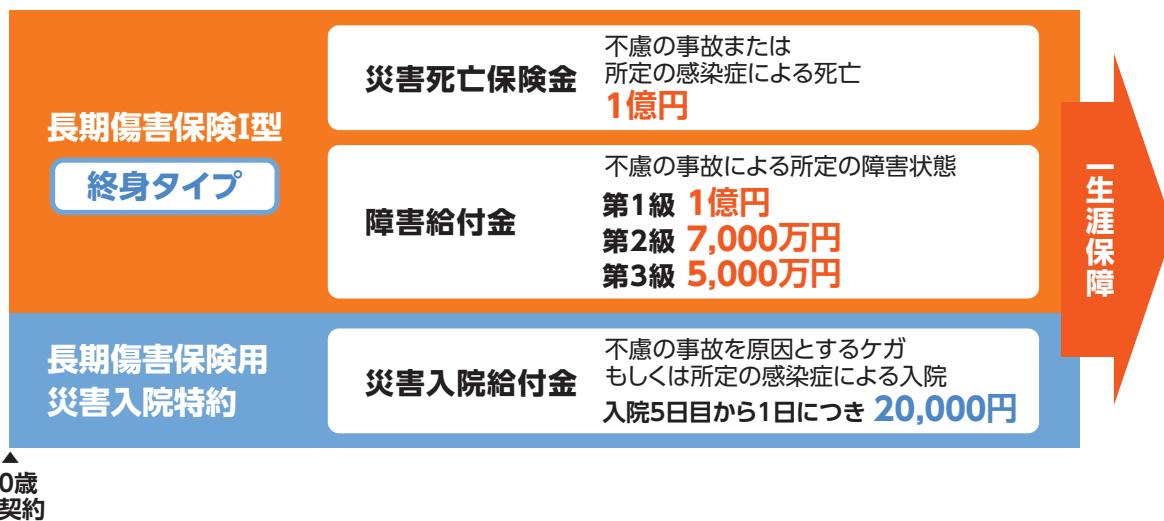
長期傷害保険 I型

- 1** 不慮の事故や所定の感染症による死亡のリスクや、不慮の事故により所定の障害状態となる生存中のリスクにそなえることができます。
- 2** 災害入院特約を付加することで、不慮の事故や所定の感染症による入院保障も確保できます。
- 3** 一生涯にわたり保障を確保できる終身タイプと、一定期間の保障を確保できる有期タイプをお選びいただけます。

## [ご契約例]

性別・年齢：男性・50歳 災害保険金額：1億円／長期傷害保険用災害入院特約 災害入院給付金日額：20,000円  
年払保険料：2,136,000円(内訳：長期傷害保険I型 1,915,100円／長期傷害保険用災害入院特約 220,900円)  
保険期間／保険料払込期間：終身

※イメージ図



※保険期間を10年に限定した有期タイプも選択可能です。

## ●保険金・給付金のお支払事由・金額

万一のときにお支払いする保険金・給付金およびお支払額は、下記のとおりとなります。

### 【長期傷害保険I型】

お支払事由	お支払いする保険金・給付金	お支払額
不慮の事故 <sup>*</sup> または所定の感染症により死亡されたとき	災害死亡保険金	災害保険金額
不慮の事故 <sup>*</sup> により所定の障害状態になられたとき	障害給付金	第1級 災害保険金額×100%
		第2級 災害保険金額×70%
		第3級 災害保険金額×50%

\* 不慮の事故による傷害を原因とする場合、その事故の日から180日以内に死亡・障害状態に該当したときに限ります。

※被保険者が死亡したとき、または障害給付金の支払割合が通算して100%に達したときは、ご契約は消滅します。

※災害死亡保険金をお支払いする際、同一の事故による障害給付金をすでにお支払いしているときは、その額を差し引いてお支払いします。

※詳しくは、「契約概要」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### 特約

## 災害入院特約を付加することで、入院保障も確保できます。

不慮の事故や所定の感染症による5日以上の入院を5日目から保障します。

### 【長期傷害保険用災害入院特約】

お支払事由	お支払いする給付金	お支払額
不慮の事故 <sup>*1</sup> や所定の感染症により、5日以上継続して入院されたとき	災害入院給付金	災害入院給付金日額 ×入院日数 <sup>*2</sup>

\* 1 不慮の事故による傷害を原因とする場合、その事故の日から180日以内に開始した入院に限ります。

\* 2 災害入院給付金は、入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。(入院開始日以後4日間はお支払いの対象となりません。)

※同一の事故または所定の感染症による1入院あたりの支払限度、および通算支払限度は730日です。

## ●ご契約例の推移(P1のご契約例の場合)

(単位:円)

経過年数	年齢	保険料累計額 A	解約時受取金額 B	解約返戻率 B/A	損金保険料	資産計上額
1年	51歳	2,136,000	1,375,200	64.38%	854,400	1,281,600
5年	55歳	10,680,000	8,567,600	80.22%	854,400	6,408,000
10年	60歳	21,360,000	17,450,000	81.69%	854,400	12,816,000
20年	70歳	42,720,000	34,509,200	80.77%	854,400	25,632,000
30年	80歳	64,080,000	50,267,800	78.44%	2,136,000	33,748,812
40年	90歳	85,440,000	61,759,000	72.28%	2,136,000	33,748,812
50年	100歳	106,800,000	57,836,200	54.15%	3,158,688	32,726,124

※上記は各契約応当日の前日時点の数値です。

※損金保険料および資産計上額は、法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2に則り、算出した数値です。

※上記ご契約の推移は便宜上100歳までの表示としています。

## ●お取扱いについて

### 【長期傷害保険I型】

ご契約年齢	15歳～75歳
保険期間／保険料払込期間	終身タイプ：終身 有期タイプ：10年満了
災害保険金額	500万円～3億円(単位:10万円)

### 【長期傷害保険用災害入院特約】

ご契約年齢	15歳～75歳
保険期間／保険料払込期間	終身タイプ：終身 有期タイプ：10年満了
災害入院給付金日額	2,000円～20,000円(単位:1,000円)

※ご契約時に、医師の診査は不要です。告知書へのご記入で、お申込みいただけます。

※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

### 参考 税務のお取扱いについて(定期保険および第三分野保険)

P4の注意事項を必ずご確認ください。

【ご契約形態】ご契約者：法人 被保険者：役員 保険金受取人：法人

●お申込みされるご契約ごとの最高解約返戻率に応じて、経理処理の方法は以下のように異なります。

最高解約返戻率が50%超の場合、ご契約日から一定期間、イメージ図に記載の割合に応じて、保険料の一部を前払保険料として資産計上します。資産計上された前払保険料は、保険期間後半で按分して取崩します。(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)

※イメージ図

#### 最高解約返戻率が50%以下の場合



#### 最高解約返戻率が50%超70%以下の場合



#### 最高解約返戻率が70%超85%以下の場合



#### 最高解約返戻率が85%超の場合\*



\*資産計上期間は以下①～③のいずれかの期間となります。

① 契約日から最高解約返戻率となる最も遅い期間まで

② ①の期間経過後において「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が7割超となる期間がある場合は、契約日からその期間の終わりまで

③ ①または②の期間が5年未満の場合は、5年間(保険期間が10年未満の場合は、保険期間の1/2期間)

また、資産計上額の取崩期間は、解約返戻金額が最も高い金額となる期間(上記③に該当する場合は③の期間)経過後から契約満了までとなります。

●保険金などを受け取った場合、それまで資産として計上された額を取崩し、その差額を雑収入(もしくは雑損失)として、益金(もしくは損金)に算入します。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について

エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513

[受付時間] 9:00~17:00  
(土・日・祝日および12/31~1/3を除く)

#### 法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参考のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

商品パンフレットに記載の内容は、資料作成時のものです。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他の取引きに対し影響が及ぶことはありません。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12  
渋谷スクランブルスクエア44F  
TEL.03-6892-1986  
<https://www.nnlife.co.jp>

NN-S25/10074

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。 

セ R-A020-18-03 KM